

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 21 年 10 月 1 日付厚生労働省告示第 432 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「㊦セチリジン塩酸塩錠 5「NUP」」及び「㊦セチリジン塩酸塩錠 10「NUP」」の 2 品目が薬価基準の別表に第 32 部追補(28)として収載されたものであります。

なお、旧名称の医薬品（「㊦セチリジン塩酸塩錠 5「AR」」及び「㊦セチリジン塩酸塩錠 10「AR」」）は今後、経過措置品目に移行する予定となっております。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 21. 10. 1 第 5165 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 21. 10. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働四三三)

〔告示〕

○厚生労働省告示第四百三十二号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月一日

別表に第32部として次のように加える。

厚生労働大臣 長妻 昭

品名	第32部 内	追 用	補 規	(28) 薬 格	単 位	薬 価 円
(せ)						
㊦ セチリジン塩酸塩錠5「NUP」					5mg 1錠	33.10
㊦ セチリジン塩酸塩錠10「NUP」					10mg 1錠	99.50



事務連絡
平成21年10月1日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年10月1日付厚生労働省告示第432号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬2品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,704	5,010	3,419	50	18,183

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊞ セチリジン塩酸塩錠5「NUP」	塩酸セチリジン	5mg 1錠	33.10
2	内用薬 ㊞ セチリジン塩酸塩錠10「NUP」	塩酸セチリジン	10mg 1錠	99.50